

収入基準

収入の判定は、申込み者及び同居親族（婚約者等の同居予定者を含みます。）の中で収入のある方全員の総所得金額(a)を対象とします。

収入基準による申込資格の有無は、この総所得金額から各種控除金額(b)を差し引き、これを12ヶ月で割った収入月額で判定します。

なお、この収入月額により家賃が決まります。

収入基準による申込み資格の判定方法

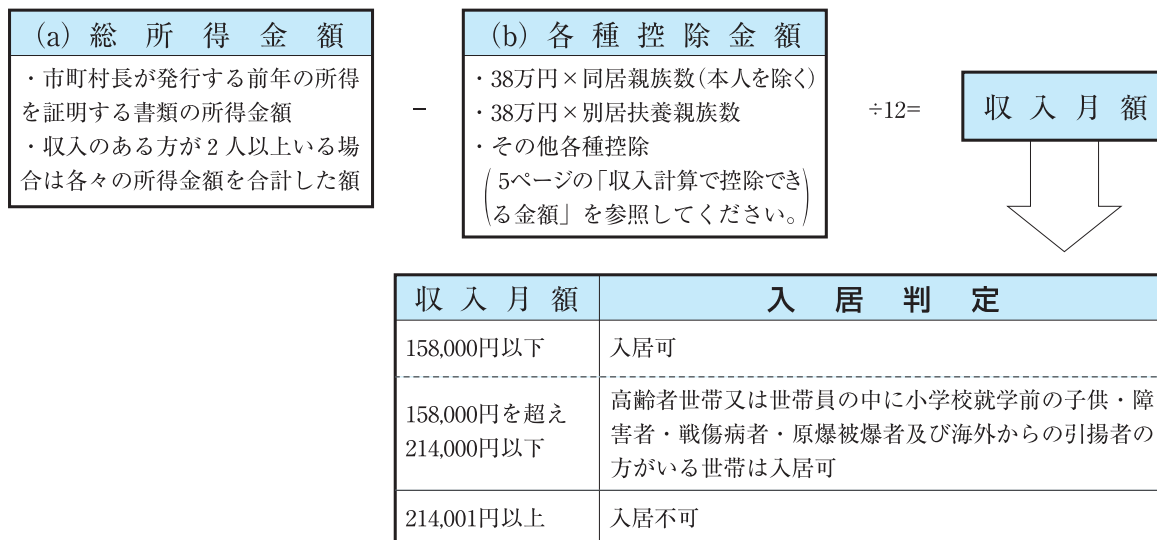


表1 給与所得者の金額の算定方法

収入金額	給与所得の金額
1,619,000円未満	収入金額－650,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額 × 60%
1,800,000円～3,599,999円	収入金額 × 70% － 180,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入金額 × 80% － 540,000円
6,600,000円～9,999,999円	収入金額 × 90% － 1,200,000円

(注) 収入金額が1,628,000円以上6,600,000円未満の場合、4千円で割り、小数点以下を切り捨てた額に4千円を掛けて得た金額に基づき給与所得の金額を算定してください。

収入基準の早見表

収入基準による申込み資格の有無を簡単に確認するため、次の表をご利用ください。

(この早見表は、老人扶養親族控除、特定扶養親族控除、障害者控除、寡婦（夫）控除の対象者がいない場合で、世帯の収入のある方が1人の場合に限りです。)

※高齢者世帯、障害者のいる世帯の場合は控除が異なりますのでお問い合わせください。

I 市町村が発行する所得証明書の所得金額で確認する場合

〈合計所得金額で見る早見表〉(この表の人数は申込み者本人を含まない数です。)

	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
入居可能な総収入金額	1,896,000円	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円	3,796,000円

(注) 源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」をご覧ください。

II 総収入で確認する場合

〈総収入金額で見る早見表〉(この表の人数は申込み者本人を含まない数です。)

	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
入居可能な総収入金額	2,967,999円	3,511,999円	3,995,999円	4,471,999円	4,947,999円	5,423,999円

(注) 源泉徴収票では「支払金額」をご覧ください。

● 収入基準（計算例）

● 給与所得者が2人以上ある場合の計算例（自営の方でも所得がある方が2人以上ある場合はこの例によります。）

申込み家族4人で夫と妻に収入がある。

〔総所得金額の計算〕

①夫の総収入 3,825,800円 ⇨ 4千円で割り、小数点以下を切り捨てた額に4千円を掛けた金額 3,824,000円
「表1」により総所得は 2,519,200円
②妻の総収入 1,095,300円 ⇨ 「表1」により総所得は 445,300円

総所得の合計は ①+② = 2,964,500円 (a)

〔控除金額の計算〕同居親族が3人（妻+子2人）なので

380,000円×3人 = 1,140,000円 (b)

〔控除後の収入月額の計算〕

総所得金額 (a) 控除金額 (b) 控除後の年間所得金額
2,964,500円 - 1,140,000円 = 1,824,500円

→ 1,824,500円 ÷ 12カ月 = 収入月額 152,041円 ⇨ 15万8千円以下なので 入居可

〔参考〕源泉徴収票でみる収入額及び給与所得額（例）

平成○年分 給与所得の源泉徴収票

給与所得額	支払いを受ける者	住所	盛岡市内丸10-1	氏名	岩手 憲
収入金額	種別	支払金額	給与所得控除の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	給与等	3,825,800円	2,519,200円	1,820,545円	109,232円

収入計算で控除できる金額

（年間総所得金額から次の金額を控除します。）

各種控除一覧表

控除名	控除対象者	控除額
同居親族控除	申込家族のうち申込み者以外の人	1人につき38万円
扶養親族控除	申込家族の中には入っていないが、申込家族の所得税法上の扶養親族控除の対象と認められている人	1人につき38万円
老人扶養親族控除	同居親族又は扶養親族控除対象者で、満70歳以上の人で、申込家族の扶養親族控除の対象と認められている人	1人につき10万円
特定扶養親族控除	同居親族又は扶養親族控除対象者で、満16歳以上23歳未満の人で、申込家族の扶養親族控除の対象と認められている人	1人につき20万円
障害者控除 〔特別障害者控除〕	申込者又は同居親族・扶養親族控除対象者で精神又は身体に障害があり、手帳等の交付を受けている人 〔精神又は身体に重度の障害がある人〕 (身体障害者の場合で1級又は2級)	1人につき27万円 〔1人につき40万円〕
寡婦控除	次のいずれかに該当する人 ① 夫と死別し若しくは離婚したのち婚姻していない人又は夫の生死の明らかでない人で扶養している子がある人 ② 夫と死別したのち婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない人で合計所得が500万円以下の人	その人の所得から27万円を限度に控除
寡夫控除	妻と死別し若しくは離婚したのち婚姻をしていない人で扶養している子があり、合計所得金額が500万円以下の人	その人の所得から27万円を限度に控除